

川島町表彰条例における功労表彰及び善行表彰候補者推薦基準

(平成25年7月24日 町長決裁)

(令和5年7月12日改訂 町長決裁)

- (1) 基準日は、毎年11月1日現在とする。
- (2) 町制施行記念式典等において、同一の功労により感謝状を受章したものは除きますが、再び基準に達したのものについては対象とする。
- (3) 故人は対象外とする。

1 町表彰条例第3条第1項による功労表彰 (表彰状及び記念品を贈呈、川島町功労章を授与)

功労の区分	表彰の要件	基準年数等
功労表彰	町長	8
	町議会議員	12
	副町長	12
	教育長	12
	教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員	15
	町消防団	30

2 町表彰条例第5条第1項第1号による善行表彰 (表彰状及び金品を贈呈)

功労の区分	表彰の要件など	基準年数等
1 教育文化関係 教育、文化又は学術の振興に貢献し、その功績が特に優れた個人、団体	教育・文化・学術の振興に尽力した者	15
	学術上の研究、発明、著述を行い文化の発展向上に尽力した者	/
	非常勤特別職	15
	教育・文化その他の指導者として功労顕著な者	15
	教育・文化活動に功労顕著な団体	15
2 スポーツ関係 スポーツの推進に貢献し、その功績が特に優れた個人、団体	スポーツ団体の役員としてその発展に尽力した者	15
	スポーツ競技会で優秀な成績を収め、郷土の名誉を高揚した者	/
	スポーツの指導者として功労顕著な者	15
	非常勤特別職	15
	スポーツ活動に功労顕著な団体	15
3 社会福祉関係 社会福祉の増進に寄与し、その功績が特に優れた個人、団体 お年寄りや障がい者等の介護に努め、他の模範となる個人、団体 青少年の健全育成に努め、その功績が特に優れた個人、団体	社会福祉団体の役員でその推進に尽力した者	15
	社会福祉事業に従事、その推進に尽力した者	15
	社会福祉施設の設立経営に従事、他の模範となる者	15
	民生・児童委員として功労顕著な者	15
	非常勤特別職	15
	社会福祉関係各種相談員として功労顕著な者	15
	社会福祉活動に功労顕著な団体	15
	児童・青少年健全育成団体の役員としてその推進に尽力した者	15
	青少年の補導、善導に尽力した者	15
	児童・青少年の健全育成に功労顕著な団体	15

4 保健衛生関係 保健衛生の改善向上、普及に力を尽くし、その功績が特に優れた個人、団体	保健衛生団体の役員でその推進に尽力した者	15
	非常勤特別職	15
	保健衛生活動に功労顕著な団体	15
5 産業経済関係 農業、商工業、建設業等の振興に貢献し、その功績が特に優れた個人、団体	産業・経済・労働の団体役員としてその発展に尽力した者	15
	各種産業に従事、地域産業の振興に尽力した者	15
	優れた発明、考案、改良をした者	
	非常勤特別職	15
	産業・経済・労働の振興発展に功労顕著な団体	15
	勤労者福祉の増進に貢献し、その功績が特に著しい者	15
6 保安関係 交通事故防止のために尽力し、その功績が特に優れた個人、団体 防火、水防、防犯、災害防止等の業務に貢献し、特に功績の著しい個人、団体	交通安全・防犯団体の役員としてその推進に尽力した者	15
	交通指導員として功労顕著な者	15
	交通事故防止のために功労顕著な団体	15
	非常勤特別職	15
	防火、水防、防犯、災害防止等の業務に貢献した者	15
	消防団員（水防団員）として防火・水防活動の業務に貢献した者	15
	交通安全・防犯活動・災害防止活動に功労顕著な団体	15
7 社会奉仕関係 広く社会に献身奉仕し、他の模範となる個人、団体 地域のコミュニティ活動に尽力し、他の模範となる個人、団体	広く社会に献身奉仕し、他の模範となる者	15
	身の危険を顧みず、人命救助に尽くした者	
	地域のコミュニティ活動に尽力し、他の模範となる個人	15
	地域のコミュニティ活動に尽力し、他の模範となる団体	15

3 町表彰条例第5条第1項第2号による善行表彰（表彰状及び金品を贈呈）

善行表彰の区分	選考基準等
個人の場合	金50万円以上又はこれに相当する物件（ふるさと納税を除く）
団体の場合	金100万円以上又はこれに相当する物件

4 町表彰条例第5条第1項第3号による善行表彰（表彰状及び金品を贈呈）

善行表彰の区分	選考基準等
一般町民の模範になるような善行をした者	ボランティアで一般町民の模範となり、概ね15年以上功績がある者